

青森県報

第二百二十九号

令和二年
三月六日
(金曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 家畜伝染病検査の実施……………(畜産課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 公共測量の終了……………(監理課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……六
- 道路の供用の開始……………(同) ……七

教育委員会

- 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………(学校教育課) ……七

公安委員会

○警備員等の検定の実施……………

(生活安全
企画課) ……七

告 示

青森県告示第四百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クローバー調剤薬局尾上店	平川市尾上栄松二〇五	令和二年三月一日

青森県告示第四百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨニン検査

青森県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成三十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発

生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指

定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚熱発生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指

定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指

定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鷺見二一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町新田二九〇の四七、二九〇の四九、二九〇の五〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百五十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

南部町

二 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間

令和元年八月十日から令和二年二月五日まで

四 測量の地域

三戸郡南部町地内

青森県告示第百六十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年一月二十日から同年二月十九日まで

四 測量の地域

八戸市大字売市地内

三級基準点一点

青森県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年四月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更 前後 別		敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	八戸野辺地線	上北郡おいらせ町向山東一丁目二八五〇の一から 上北郡おいらせ町向山東一丁目二八五〇の一まで	上北郡六戸町大字下吉田字米沢八一の四から 上北郡六戸町大字下吉田字米沢八一の四まで	一七・九六メートルから 一七・一一メートルまで	一〇〇・六四メートル	二一・九六メートル		
2	県道	五戸下田停車場線	三沢市南山三丁目一七二の六から 三沢市南山三丁目二一九の二〇四まで	三沢市南山三丁目一七二の六から 三沢市南山三丁目二一九の二〇四まで	一〇・八八メートルから 一〇・四〇メートルまで	一〇〇・六四メートル	五八・三九メートル		
3	県道	大町三沢線	三沢市南山三丁目一七二の六から 三沢市南山三丁目二一九の二〇四まで	三沢市南山三丁目一七二の六から 三沢市南山三丁目二一九の二〇四まで	一一・七〇メートルから 一一・七〇メートルまで	一一〇・六四メートル	五八・三九メートル		

青森県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年四月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道五戸下田停車場線	上北郡六戸町大字下吉田字米沢八一の四から上北郡六戸町大字下吉田字米沢八一の四まで	令和二・三・六
県道大町三沢線	三沢市南山三丁目一七二の六から三沢市南山三丁目二二九の二〇四まで	令和二・三・六

教 育 委 員 会

青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年三月青森

県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和二年三月六日

青森県公安委員長 成 田 晋

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和二年六月五日（金）午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和二年七月四日（土）午前九時から午前十一時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関する事
- (3) 車両等の誘導に関する事
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関する事
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

令和二年五月十一日(月)から同年五月十五日(金)までの間

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(二)の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(三)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定当日受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭</p>	